

社会福祉法人星鈴会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 星鈴会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,340 円

(2) 理事

理事会等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,340 円

(3) 監事

監事監査等への出席	5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,340 円